

校下・地区主任児童委員連絡会活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、富山市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）会則第4条第1項第1号の規定に基づき、校下・地区主任児童委員連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、主任児童委員相互の情報交換・研修等に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(地 区 割)

第2条 この要綱において、連絡会の「ブロック」とは、地域的なつながりにより区分された中、東、西、南、北、新川、婦負の7つをいい、各ブロックを構成する校下・地区主任児童委員は、市民児協顧問・相談役・参与・理事及び監事選定基準の地区割と同一とする。

(助 成)

第3条 市民児協会長は、連絡会に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(申請の手続き)

第4条 助成金の交付を受けようとする連絡会の代表者は、校下・地区主任児童委員連絡会活動助成金交付申請書（様式1号）、事業計画書（様式2号）、収支予算書（様式3号）を市民児協会長に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内に事業完了報告書（様式4号）、事業報告書（様式5号）、収支決算書（様式6号）を提出しなければならない。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。